

「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」【素案】の修正 (パブリックコメントによるものを除く)

第1章 「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」の策定にあたって

5 計画の推進方法 (1) 推進体制

修正前【素案】	修正後【最終案】
<p>4頁</p> <p>・子ども家庭局が中心となり、全庁的な立場から総合調整を図り、計画的かつ効果・効率的に計画を推進します。</p>	<p>4頁</p> <p>・子ども家庭局が中心となり、全庁的な立場から総合調整を図り、計画的かつ効果・効率的に計画を推進します。<u>学校教育を所管する教育委員会とは、より一層の連携を図っていきます。</u></p>

第3章 北九州市次世代育成行動計画

1 基本理念と計画の視点等 (2) 計画の視点

ア 子どもが主体であり、子どもの権利を大切にする視点

修正前【素案】	修正後【最終案】
<p>34頁</p> <p>子どもの健全育成や子育て支援の推進にあたっては、子どもの権利（※）を擁護し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重する必要があります。</p> <p>子どもは自ら育つ主体であり、子ども自身が生きている実感や自己肯定感を持ちながら、思いやりの心を持ち、自立した心を育ていけるよう、家庭、地域、学校等における生活のあらゆる場面で、「子どもの最善の利益」に配慮しながら支援することが重要です。</p> <p>この計画では、第一に「子どもが主体であり、子どもの権利を大切にする」という視点を共通の基本的な考えとして、すべての施策に反映させていくよう取り組みます。</p>	<p>34頁</p> <p>子どもの健全育成や子育て支援の推進にあたっては、子どもの権利（※）を擁護し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重する必要があります。</p> <p>子どもは自ら育つ主体であり、子ども自身が生きている実感や自己肯定感を持ちながら、思いやりの心を持ち、自立した心を育ていけるよう、家庭、地域、学校等における生活のあらゆる場面で、「子どもの最善の利益」に配慮しながら支援することが重要です。</p> <p>この計画では、第一に「子どもが主体であり、子どもの権利を大切にする」という視点を共通の基本的な考え方とします。<u>そして、本計画を推進するにあたって、積極的に子どもの意見を聴き、</u>すべての施策に反映させていくよう取り組みます。</p>

目標 2

修正前【素案】	修正後【最終案】
37頁 目標 2 子どもや若者が <u>健やかに成長し、主体性が育つ</u> まちをつくる	37頁 目標 2 子どもや若者が <u>健やかに成長する</u> まちをつくる

施策（1）母子保健の充実

2 施策の柱

柱①安心して妊娠・出産できる仕組みづくり

修正前【素案】	修正後【最終案】
43頁 妊娠・出産・産後の時期を健やかに過ごし、母子の健康が確保されるよう、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、ペリネイタルビジット <u>等</u> 、子育て世代包括支援センターでの妊娠期、出産期、産後期の切れ目ない相談・支援体制の構築を、関係機関と連携して図る。	43頁 妊娠・出産・産後の時期を健やかに過ごし、母子の健康が確保されるよう、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、 <u>こんにちは赤ちゃん！小児科訪問（ペリネイタルビジット）事業</u> 、子育て世代包括支援センターでの <u>相談事業等</u> 、妊娠期、出産期、産後期の切れ目ない支援体制の構築を、関係機関と連携して図る。

4 施策を推進する主な取り組み

柱①安心して妊娠・出産できる仕組みづくり

修正前【素案】		修正後【最終案】		
44頁		44頁		
取り組み名	概要	No	取り組み名	概要
㊦妊娠・出産等に関する相談支援事業	<p>妊娠や出産に関する相談体制を充実するため、不妊や不育症、思いがけない妊娠などの悩みを抱える者に、専門職が適切な情報提供を<u>したり</u>、必要な支援につなぐ電話相談事業を実施する。</p> <p>また、妊娠・出産、育児期を通して、切れ目なく母子を支援することができるよう、<u>産後ケア事業をはじめとした産前・産後サポート体制や相談機能を充実する。</u></p>	6	㊦妊娠・出産等に関する相談支援事業	<p>妊娠や出産に関する相談体制を充実するため、不妊や不育症、思いがけない妊娠などの悩みを抱える者に、専門職が適切な情報提供を<u>するなど</u>、必要な支援につなぐ電話相談事業を実施する。</p> <p>また、妊娠・出産、育児期を通して、切れ目なく母子を<u>きめ細かく相談・支援</u>することができるよう、<u>子育て世代包括支援センターの体制の強化及び周知に努める。</u></p>

修正前【素案】		修正後【最終案】		
44頁		45頁		
取り組み名	概要	No	取り組み名	概要
不妊に悩む方への特定治療支援事業及び不妊等専門相談	不妊に悩む夫婦が、経済的理由で不妊治療を断念することがないよう、医療費が高額な特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。 <u>また、一般市民向けに妊娠や不妊に関する知識の普及啓発等を行うとともに、</u> 専門相談窓口を設置し、不妊治療、家庭・仕事との両立などさまざまな相談に応じることで、心身の悩みを軽減する。	9 ⑧	不妊に悩む方への特定治療支援事業及び不妊等専門相談	不妊に悩む夫婦が、経済的理由で不妊治療を断念することがないよう、医療費が高額な特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。専門相談窓口を設置し、不妊治療、家庭・仕事との両立などさまざまな相談に応じることで、心身の悩みを軽減する。 <u>さらに、アプリケーションソフトウェア等を活用し、妊娠を希望する市民に、妊娠や不妊に関する知識の普及及び啓発等に努める。</u>

施策（3）乳児・幼児期の教育や保育の充実

4 施策を推進する主な取り組み

柱④幼稚園、保育所等における子育て支援の充実

修正前【素案】		修正後【最終案】		
59頁		60頁		
取り組み名	概要	No	取り組み名	概要
幼稚園における子育て支援機能の充実	私立幼稚園における <u>未就園児の保育</u> や親子登園、育児サークル支援、園庭・園舎開放などの実施を支援する。また、幼稚園教諭の研修参加を促進し、子育て支援機能を高める。	46	幼稚園における子育て支援機能の充実	私立幼稚園における <u>2歳児保育や入園前の子どもを対象とした</u> 親子登園、育児サークル支援、園庭・園舎開放などの実施を支援する。また、幼稚園教諭の研修参加を促進し、子育て支援機能を高める。

施策（４）放課後児童の健全育成

４ 施策を推進する主な取り組み

柱②放課後児童クラブの魅力の維持・向上

修正前【素案】		修正後【最終案】		
65頁		66頁		
取り組み名	概要	No	取り組み名	概要
放課後児童クラブの質の向上	<p>児童に適切な指導が行えるよう、児童おおむね40人に対して放課後児童支援員等を2人以上配置する。</p> <p>併せて、児童が基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得や発達段階に応じた主体的な遊びや生活が行えるほか、障害のある児童等が安心して過ごすことができるよう、体系的な研修の充実や、巡回カウンセラーの派遣などにより、放課後児童支援員等の資質向上を図る。</p> <p>さらに、運営委員を対象とした運営事務等の専門研修の実施や個別課題への対応を支援する巡回相談を行い、クラブの質の向上に努める。</p> <p>また、放課後児童クラブアドバイザー等の専門職の派遣を通じて、児童への対応等で、クラブと学校等との連携を促進する。</p>	52	放課後児童クラブの質の向上	<p>児童に適切な指導が行えるよう、児童おおむね40人に対して放課後児童支援員等を2人以上配置する。</p> <p>併せて、児童が基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得や発達段階に応じた主体的な遊びや生活が行えるほか、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるよう、体系的な研修の充実や、巡回カウンセラーの派遣などにより、放課後児童支援員等の資質向上を図る。</p> <p>さらに、運営委員を対象とした運営事務等の専門研修の実施や個別課題への対応を支援する巡回相談を行い、クラブの質の向上に努める。</p> <p>また、放課後児童クラブアドバイザー等の専門職の派遣を通じて、児童への対応等で、クラブと学校等との連携を促進する。</p>

施策（５）地域における子どもの居場所づくり

４ 施策を推進する主な取り組み

柱②地域団体・NPO との協働等による子どもが主役の居場所づくり

修正前【素案】		修正後【最終案】		
70頁		71頁		
取り組み名	概要	No	取り組み名	概要
㊦ 子ども食堂開設支援事業	<p>地域のニーズに沿った、持続可能な子ども食堂の取り組みを支援するため、行政が調整役となり、子ども食堂ネットワーク北九州を中心に、開設や運営のサポートを、地域・企業・各団体・学校・行政等と連携を深めながら実施していく。</p> <p>あわせて、開設支援補助や子ども食堂コーディネーターの配置、市民センターの有効活用など、ネットワークとともに子ども食堂の運営に必要な「人・モノ・資金・場所」<u>をきめ細かくサポートしていく。</u></p>	48	㊦ 子ども食堂開設支援事業	<p>地域のニーズに沿った、持続可能な子ども食堂の取り組みを支援するため、行政が調整役となり、子ども食堂ネットワーク北九州を中心に、開設や運営のサポートを、地域・企業・各団体・学校・行政等と連携を深めながら実施していく。</p> <p>あわせて、<u>現在実施している開設・運営</u>支援補助や子ども食堂コーディネーターの配置、市民センターの有効活用など<u>に加え</u>、子ども食堂の運営に必要な「人・モノ・資金・場所」<u>の確保策について検討する。</u></p>

施策（6）こころの教育、体験・学習機会の充実

4 施策を推進する主な取り組み

柱②体験活動等を通じた学びの機会の提供・充実

修正前【素案】	修正後【最終案】		
掲載事業なし	78頁 追加		
	No	取り組み名	概要
	72	<u>こども文化会館の運営</u>	<u>児童文化の普及や創作活動を促進することによって、幼少年期の子どもの創造力や表現力をはぐくみ、人間性豊かな青少年を育成することとともに、子育てについての支援を行う。</u>

施策（8）社会的養護が必要な子どもへの支援

4 施策を推進する主な取り組み

柱②児童養護施設における生活環境整備の促進や家庭支援機能の強化

修正前【素案】	修正後【最終案】		
掲載事業なし	94頁 新規追加		
	No	取り組み名	概要
	99 ⑩	<u>施設職員の専門性及び資質の向上</u>	<u>児童養護施設の職員を対象に、小規模かつ地域分散化・高機能化のための専門性の向上、虐待防止・子どもの権利擁護に向けた資質の向上に努める。</u>

柱③一時保護中や里親委託・施設入所中の子どもの権利擁護の取り組み

修正前【素案】	修正後【最終案】		
掲載事業なし	95頁 新規追加		
	No	取り組み名	概要
	104 ⑩	<u>児童養護施設の子どもの権利擁護</u>	<u>施設に入所中の子どもが意見を表明できるように、また、アドボカシー（権利擁護）の認知度向上や子どもアドボケイト（代弁者）の養成に努める。</u>

施策（10）障害のある子どもや発達の気になる子どもへの支援

4 施策を推進する主な取り組み

柱①心身の発達が気になる子どもの早期発見と相談・支援体制の強化

修正前【素案】		修正後【最終案】		
102頁		107頁		
取り組み名	概要	No	取り組み名	概要
在宅障害児支援の充実	在宅の障害がある子どもの支援のため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行う。総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅の障害がある子どもに専門的な支援を行う体制の充実を図る。	116	在宅障害児支援の充実	在宅の障害がある子どもの支援のため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行う。総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅の障害がある子どもに専門的な支援を行う体制の充実を図る。 <u>また、日常的な医療的ケアが必要な子どもたちの支援にあたっては、様々な職種との連携が必要であるため、関係者間の調整を担う専門スタッフの育成等に取り組む。</u>

施策（11）ひとり親家庭等への支援

2 施策の柱

修正前【素案】	修正後【最終案】
<p>108頁</p> <p>柱② <u>経済的困難を抱える家庭等への支援</u>〔<u>子どもの貧困対策</u>〕</p>	<p>114頁</p> <p>柱② <u>子どもの貧困対策</u></p>

4 施策を推進する主な取り組み

柱①ひとり親家庭の生活の安定と向上

修正前【素案】		修正後【最終案】		
110頁		116頁		
取り組み名	概要	No	取り組み名	概要
㊦ひとり親家庭施策の周知	<p>ひとり親家庭が利用できる制度や施設をまとめた「ひとり親家庭のガイドブック（携帯版）」を作成し、配布する。また、早い段階で必要な情報を提供できるよう、離婚届の受取り時等の機会に各種支援制度を記載したチラシ等を配布する。</p> <p>また、市ホームページ「子育てマップ北九州」や、情報誌「北九州市こそだて情報」に掲載する等、さまざまな方法でひとり親家庭に関する事業を周知する。</p>	139	㊦ひとり親家庭施策の周知	<p>ひとり親家庭が利用できる制度や施設をまとめた「ひとり親家庭のガイドブック（携帯版）」を作成し、配布する。また、<u>養育費確保を促進するため</u>、早い段階で必要な情報を提供できるよう、離婚届の受取り時等の機会に、<u>必要な各種支援制度等の周知を強化する</u>。</p> <p>さらに、市ホームページ「子育てマップ北九州」や、情報誌「北九州市こそだて情報」に掲載する等、さまざまな方法でひとり親家庭に関する事業を周知する。</p>

施策（12）子育てを応援する体制づくり

4 施策を推進する主な取り組み

柱④市民が利用しやすい相談体制

修正前【素案】		修正後【最終案】		
120頁		128頁		
取り組み名	概要	No	取り組み名	概要
子ども・家庭相談コーナー運営事業	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度を適用したり、関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行う。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施する。	160	子ども・家庭相談コーナー運営事業	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度を適用したり、関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行う。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施する。 ※ 児童福祉法に基づき「子ども家庭総合支援拠点」の設置に努める。